

これは、2008 ISDA Credit Support Annex (Loan / Japanese Pledge)の日本語参考訳です。用語の一部について、この日本語参考訳と日本法以外を準拠法とする ISDA クレジット・サポート・アネックスの日本語参考訳との間で、当該準拠法に固有のニュアンスに鑑み、異なる日本語訳を用いている場合があります。

(貸借 / 質権)

ISDA®

国際スワップ・デリバティブズ協会

クレジット・サポート・アネックス

_____（「当事者A」）及び _____（「当事者B」）

間の ____年 ____月 ____日付[1992年版 / 2002年版] I S D A マスター契約に関する
____年 ____月 ____日付当事者A及び当事者B間のクレジット・サポート・アネックス

本アネックスは上記のマスター契約（その修正、補足も含め、「マスター契約」）に関する両当事者についての信用補完書類である。

よって両当事者は以下の通り合意する。

第1条 解釈

(a) **定義及び優先関係** 本アネックスまたはマスター契約に別段の定義がない英文の大文字で始まる用語は、第12条に従い定められた意味を有する。本アネックスにおける条文への言及は本アネックスの条文を意味する。本アネックスとマスター契約の条項が矛盾する場合、本アネックスが優先し、また第13条と本アネックスの他の条項が矛盾する場合には、第13条が優先する。

(b) **権利者及び義務者** 本アネックスにおいて「権利者」という場合はすべて借り手または担保権者たる一方当事者を指し、これに対応する「義務者」という場合はすべて貸し手または質権設定者たる他方当事者を指す。

第2条 担保権の設定

(a) **貸借** 各当事者は、義務者として、権利者たる他方当事者に対して被担保債務の信用補完のために貸付担保物を貸付け、また権利者に対し第8条(a)項(iii)号に定める相殺権をここに付与する。期限の利益喪失事由もしくは特定の信用不安事由の結果、期限前終了日が指定されるか、期限前終了日が発生したとみなされる場合は、第3条(b)項、第4条(d)及び第8条の規定に従い、権利者は、義務者に対して、先取特権、担保権、抵当権、制限物権またはその他の担保物権の負担のない保有貸付担保物を返還するものとする。但し、保有貸付担保物が証券の場合、権利者はその選択により、同価値の現金を、当該証券の通貨又は終了通貨で返還することができる。

(b) **質権** 各当事者は、義務者として、権利者たる他方当事者に対して被担保債務を担保するため、本アネックスに基づき権利者に引渡された質物に対する第一順位の継続的な担保権(民法上の質権を含むが、これに限らない。)及び適用法令に基づき質権者が有する権利(質権の目的である債権を直接取り立てる権利、及び適用法令に反しない限りにおいて、被担保債務の充当のために質物に係る所有権を取得する権利を含む。)を付与する。但し、両当事者による別段の合意がない限り、かかる担保権は民法上の質権とする。権利者が義務者に対し保有質物を引渡した場合、本アネックスに基づく当該保有質物上に関する担保権は、当事者の別段の行為がなくても、可能な限りにおいて直ちに消滅する。

第3条 担保義務

(a) **差入担保額** 第4条及び第5条に従い、権利者から評価算出日またはその後直ちに請求があり次第、当該評価算出日の差入担保額が義務者の最低引渡担保額に等しいか、またはこれを上回っている場合には、義務者は権利者に対して、引渡日現在で、少なくとも差入担保額(第13条により端数処理された後の金額とする。)に相当する評価額の適格担保を引渡す。第13条に別段の定めがない限り、各評価算出日において義務者に適用される各「差入担保額」は、

(i) 必要担保額が

(ii) 権利者が保有する一切の保有担保の評価算出日における評価額

を上回る金額に等しい金額とする。

(参考訳)

(b) **返還担保額** 第4条及び第5条に従い、義務者が評価算出日またはその後直ちに請求があり、当該評価算出日の返還担保額が権利者の最低引渡担保額に等しいか、またはこれを上回っている場合には、権利者は義務者に対して、引渡日現在で、返還担保額（第13条により端数処理された後の金額とする。）に実務上可能な限り近い評価額を有する保有担保のうち義務者がかかる請求において指定するものを引渡す。但し、当該保有担保が証券による保有貸付担保物である場合には、権利者は義務者に対して、同価値の担保物を引渡すか、または当該保有貸付担保物と同価値の現金を、当該証券の通貨又は終了通貨で返還することができる。この場合、保有貸付担保物と同価値の現金の引渡しは、当該保有貸付担保物の返還とみなされるものとする。但し、本第3条(b)項に関しては、権利者による同価値の現金の返還は義務者の事前の同意を必要とする。第13条に別段の定めがない限り、各評価算出日において権利者に適用される「返還担保額」は、

(i) 権利者が保有する一切の保有担保の評価算出日における評価額が

(ii) 必要担保額

を上回る金額に等しい金額とする。

評価算出日における「必要担保額」とは、第13条に別段の定めがない限り、(i)評価算出日における権利者のエクスポージャーに、(ii)義務者に適用される一切の独立担保額（もしあれば）を加算し、(iii)権利者に適用される一切の独立担保額（もしあれば）、及び(iv)義務者の信用極度額を控除した金額をいう。但し、必要担保額の計算の結果がゼロを下回る場合には、必要担保額はゼロとみなされる。

第4条 前提条件、担保受渡時期、計算及び担保の差替え

(a) 前提条件

第3条(a)項及び第5条に基づく義務者の引渡しの義務、及び第3条(b)項、第4条(d)項(ii)号、第5条及び第6条(e)項に基づく権利者の引渡しの義務は、以下の前提条件に従うものとする。

(i) 期限の利益喪失事由、潜在的な期限の利益喪失事由または特定の信用不安事由が他方当事者に関して発生し、継続していないこと。及び

(ii) 他方当事者に関する期限の利益喪失事由もしくは特定の信用不安事由の結果として

ISDA®2008

(参考訳)

未履行の支払債務が残存する期限前終了日が発生していないか、または指定されていないこと。

(b) 担保受渡時期

第4条(a)項及び第5条に従い、別段の定めがない限り、適格担保または保有担保の引渡請求が通知期限までになされた場合、当該引渡しは当該請求のあった日から3現地営業日目の営業終了時までに行われるものとする。また、通知期限以降に請求がなされた場合、当該引渡しは当該請求のあった日から4現地営業日目の営業終了時までに行われるものとする。

(c) 計算

第3条及び第6条(e)項に関する評価額及びエクスポージャーの計算はすべて、評価代理人が評価基準時刻に行うものとする。評価代理人は各当事者（評価代理人が一方の当事者である場合には、他方当事者）に対して、当該評価算出日（第6条(e)項の場合には、計算日）の翌現地営業日の通知期限までに計算結果を通知するものとする。

(d) 担保の差替え

- (i) 第13条に別段の定めがない限り、権利者に対して差替対象となる保有担保を指定した通知をすることにより、義務者は、いずれの現地営業日にも、代わりに適格担保（「差替担保」）を権利者に引渡すことができる。
- (ii) 第4条(a)項に従い、権利者は義務者に対して、第13条に別段の定めがない限り、権利者が差替担保を受領した日（「差替日」）から3現地営業日以内に、義務者がその通知において指定した保有担保を引渡すものとする。但し、権利者は、引渡日における評価額が差替担保の当該引渡日における評価額に等しい保有担保を引渡す義務のみを負うものとする。但し、本第4条(d)項(ii)についてのみ、保有貸付担保物と同価値の現金で支払うことのできる権利者の権利は、義務者の事前の同意があることを条件とする。

第5条 紛争の解決

一方の当事者（「異議当事者」）が(I)評価代理人による差入担保額もしくは返還担保額の計算、または(II)適格担保もしくは保有担保の引渡しにかかる評価額に異議をとる場合、

- (1) 異議当事者は他方当事者及び評価代理人（評価代理人が他方当事者でない場合）に対し

(参考訳)

て、(X)上記(I)の場合には第3条に基づく請求が行われた日の、または(Y)上記(II)の場合には引渡日の、それぞれ翌現地営業日の営業終了時までには通知するものとし、(2)第4条(a)項に従い、該当する当事者は(X)上記(I)の場合には第3条に基づく請求が行われた日から、または(Y)上記(II)の場合には引渡日から、それぞれ3現地営業日目の営業終了時までには、争いのない金額分だけを他方当事者に引渡すものとする。また(3)両当事者は紛争を解決するために相互に協議するものとし、(4)解決時間までに紛争が解決されない場合には、以下の通りとする。

(i) 差入担保額または返還担保額にかかる紛争の場合、第13条に別段の定めがない限り、評価代理人は以下の方法により、再算出日付でエクスポージャー及び評価額を再計算するものとする。

(A)エクスポージャーのうち両当事者が争いのないことに合意した取引に帰しうる部分の計算結果を使用する。

(B)レファレンス・マーケットメーカーからマーケット・クォーテーションを計算するために実際に4件の市場の仲値によるクォーテーションを求めて、得られたクォーテーションの算術平均を出すことにより、エクスポージャーのうち争いのある取引に帰しうる部分を計算する。但し、ある取引について4件のクォーテーションが得られない場合、当該取引については4件未満のクォーテーションを使用することができる。またある取引につき一切クォーテーションが得られない場合、当該取引に関しては評価代理人の独自の計算結果を使用することができる。*

(C)当該適格担保及び保有担保の評価額に争いがある場合、その計算については第13条に定める手続きを使用する。

(ii) 適格担保または保有担保の引渡しの評価額にかかる紛争の場合、評価代理人は第13条に従い引渡日における評価額を再計算する。

本条による再計算に続き、評価代理人は解決時間の翌現地営業日の通知期限までに各当事者(評価代理人が一方の当事者である場合には、他方当事者)に通知する。該当する当事者は評

*2002版マスター契約を用いる場合には、以下の2002年版マスター契約のための規定と置き換えるものとする。

価代理人によるかかる通知、または上記(3)に基づく協議・解決後、第4条(a)項及び(b)項に従い、請求あり次第請求日から3現地営業日以内に適切な引渡しを行う。

第6条 保有担保物の保管及び利用

(a) 保有貸付担保物に対する権利者の権利

権利者は、本アネックスの条項に従い保有貸付担保物の返還を請求されるまで、保有貸付担保物の所有権及びそれに付随する一切の権利（保有貸付担保物の売却、譲渡、貸付その他の処分、及び権利者またはカストディアン(下記に定義される。)もしくはノミニーの名義による登記または登録を行う権利を含むが、これらに限らない。)を有する。

第3条、第5条及び第6条(e)項に従い適格担保または保有担保を引渡す義務及び本アネックスに基づき与えられた権利または救済手段に関しては、権利者が第6条(a)項に従い保有貸付担保物に関する権利を行使したか否かにかかわらず、権利者は一切の保有貸付担保物の保有を継続し、義務者が権利者の同意を得て貸付担保物に関する配当物を受領しない限り、かかる配当物を受領するものとみなされる。

(b) 保有質物に対する注意義務

第6条(d)項に基づく権利者の権利を制限することなく、一切の保有質物の安全な保管を確保するために、権利者は少なくとも自己の所有財産に対して払う注意義務と同程度の注意義務を尽くすものとする。前文に定める場合を除き、権利者は保有質物に関する義務（配当物を取り立て、または付随する権利を実行もしくは保全する義務を含むが、これらに限らない。）を有しないものとする。

(c) 保有質物の保管に関する適格性、カストディアン

(i) 総則

第13条に定める保有担保物の保管に関する条件を充足することを条件として、権利者は保有質物を保管し、または権利者に代わって保有質物を保管する代理人（「カストディアン」）を選任することができる。権利者が義務者に対しカストディアンの選任を通知した場合、義務者が引渡しを行う義務は当該カストディアンに対して引渡すことにより消滅する。カストディアンによる保有質物の保管は、当該カストディアンが代理する権利者による保有質物の保管とみなされる。

(参考訳)

(ii) 条件の不充足

権利者またはそのカストディアンが保有質物の保管に関する条件を充足していない場合、義務者の請求により、権利者は、かかる請求から7現地営業日以内に、保管する一切の保有質物を、条件を充足している別のカストディアンに対して引渡し、もしくは引渡させ、または権利者がかかる条件を充足している場合には権利者自身に対して引渡させるものとする。

(iii) 責任

権利者は自己の作為または不作為に関し、本アネックスに基づき負う責任と同程度において、カストディアンの作為または不作為につき責任を負う。

(d) 保有質物の利用

第13条に別段の定めがない限り、また第3条、第4条(d)項(ii)号、第5条、第6条(e)項及び第8条に基づく両当事者の権利・義務を制限しない範囲で、権利者が期限の利益喪失当事者または特定の信用不安事由に関する事由発生当事者ではなく、権利者に関して期限の利益喪失事由もしくは特定の信用不安事由の結果として期限前終了日が発生していないかまたは指定されていない場合には、権利者は以下の権利を有する。

(i) 性質の如何にかかわらず義務者の請求または権利の負担を受けることなく、適用法令上認められている限度において、その保管する保有質物に転質または転担保を設定すること。

(ii) 適用法令に従い、保有質物にかかる担保権（上記第6条(d)項(i)号に基づき付与された転質または転担保を含む。）を登記または登録すること。

第3条、第5条及び第6条(e)項に基づく適格担保または保有担保を引渡す義務及び本アネックスに基づき与えられた権利または救済手段に関しては、権利者が上記(i)号または(ii)号に従い保有質物に関する権利を行使したか否かにかかわらず、権利者は一切の保有質物の保管を継続し、また義務者が権利者の同意を得て質物に関する配当物を受領しない限り、かかる配当物を受領するものとみなされる。

(e) 配当物及び利息金額

(i) 配当物

第4条(a)項に従い、権利者又はそのカストディアンがいずれかの日に配当物を受領し、または第6条(a)項及び第6条(d)項に従い配当物をいずれかの日に受領したものとみなされる場合、権利者は自ら、又はそのカストディアンをして、義務者に対して3現地営業日以内に、権利者又はそのカストディアンにおいて受領した、または第6条(a)項及び／又は第6条(d)項に従い、受領したものとみなされる配当物を引渡す。但し、かかる引渡しにより、評価代理人によって計算される差入担保額が新たに発生し、または増額されない場合に限るものとする（本号においてかかる計算日は評価算出日とみなされる。）。

(ii) 利息金額

第13条に別段の定めがない限り、第4条(a)項に従い、保有貸付担保物に関して利息計算期間中に現金（権利者がすべて保有することができる。）で支払われた、または支払われたものとみなされる利息、配当その他の金銭に代えて、権利者は義務者に対し第13条に定める時期に当該利息計算期間の利息金額（源泉徴収税がある場合、控除する。）を引渡す。但し、かかる引渡しにより評価代理人によって計算される差入担保額が新たに発生し、または増額されない場合に限るものとする（本号においてかかる計算日は評価算出日とみなされる。）。本項に従い引渡されなかった利息金額またはその一部は引き続き現金による保有貸付担保物を構成するものとする。マスター契約第2条(d)の規定は、本アネックスに基づく利息金額の支払いに関して適用されず、利息金額に賦課されるべき源泉徴収税はマスター契約の補償すべき租税を構成しない。但し、本項は、マスター契約第4条(a)項(iii)号に基づく当事者の義務を軽減し、又は消滅させるものではない。

第7条 期限の利益喪失事由

マスター契約第5条(a)項(iii)号(1)に関して、以下の場合に、当事者に関して期限の利益喪失事由が存在する。

- (i) 当事者が本アネックスに基づいて要求される適格担保物、保有担保物、配当物また

(参考訳)

は利息金額（該当する場合）の引渡しを期限に行わない（または、カストディアンに対し行わせしめない）場合であって、かかる不履行の通知が当該当事者に対してなされた後、その不履行が3現地営業日の間継続した場合。

(ii) 当事者が第6条(d)項に定める権利に関して本アネックスに定める制限または禁止事項を遵守しない場合であって、かかる不履行の通知が当該当事者に対してなされた後、その不履行が3現地営業日の間継続した場合。

(iii) 当事者が第7条(i)号及び(ii)号に定めるもの以外の本アネックスに基づく約束または義務を遵守または履行しない場合であって、かかる不履行の通知が当該当事者に対してなされた後、その不履行が30日の間継続した場合。

第8条 特定の権利及び救済手段

(a) 保有担保に関する当事者の権利及び救済手段

(1)当事者に関して期限の利益喪失事由または特定の信用不安事由が発生し、継続している場合、または(2)当事者に関する期限の利益喪失事由もしくは特定の信用不安事由の結果として期限前終了日が発生した場合、または指定された場合(本第8条において、かかる当事者を「非権利行使当事者(Non-exercising Party)」という。)、非権利行使当事者が期限の到来している一切の債務を完全に履行していない限り、他方の当事者(本第8条において、かかる当事者を「権利行使当事者(Exercising Party)」という。)は、以下の権利及び救済手段の1つまたは複数を行行使することができる。

(i) 各当事者の全ての被担保債務（保有貸付担保物に関する全ての債権及び被担保債務を含む。）を一つの債権とする適用法令に基づき利用できる一切の権利及び救済手段。

(ii) その他の保有担保の条項に基づき権利行使当事者が利用できるその他一切の権利及び救済手段（もしあれば）。

(iii) 権利行使当事者が選択する順位により、法令により認められている限度において、本来必要な事前通知または手続きなくして、義務者が被担保債務に関して負う債務を保有貸付担保物と相殺する権利。但し、かかる保有貸付担保物が証券で構成される場合、権利者は、本項においては、第2条(a)項に従い当該証券に相当する

(参考訳)

現金をもって支払うことを選択したものとみなす。さらに、自動的期限前終了が適用され、かつ全ての未履行の取引が当事者による特段の行為なくして終了することとなっている場合には、全ての被担保債務に関して義務者によって支払われるべき金額は、当該終了により速やかに全ての保有貸付担保物と相殺されるものとみなされる。

- (iv) 権利行使当事者が権利者である場合、保有質物に関する適用法令に基づき利用できる一切の権利及び救済手段（いかなる性質のものであれ義務者の請求または権利(義務者の償還請求権を含む)の負担も受けることなく、適用法律上必要な通知(もしあれば)を行い一件または数件の強制競売または任意売却その他の処分を行うことにより、権利者が保有する保有質物を換価し（但し、権利者は売却される保有質物の一部または全部を買い取る権利を有するものとする。）、保有質物の換価による代わり金を、権利者が選択する順位により、かつ本来必要な事前通知または手続きなしに、義務者が被担保債務に関して支払うべき債務(第10条(c)項に基づき支払われるべき経費および費用を含むが、これに限らない。)の支払いに充当する権利を含むが、これに限らない。)
- (v) 権利行使当事者が権利者である場合、預金である保有質物を預金口座から引き出し、当該預金の元本及び利息を、権利者が選択する順位により、かつ本来必要な事前通知または手続きなしに、義務者が被担保債務に関して負う債務の支払いに充当する権利。
- (vi) 権利行使当事者が義務者である場合、全ての保有質物及び義務者に対して支払われるべき既発生かつ未払いの利息金額の合計が被担保債務に関して義務者が支払うべき金額を上回る限りにおいて、また、全ての保有質物及び当該利息金額の引渡しを請求する権利、及び保有質物又は利息金額が引渡されていない限りにおいて、当該保有質物又は利息金額が義務者に対して引渡されるまで、権利者が保有する残りの保有質物の評価額を限度に被担保債務に関して義務者が支払うべき残額の支払いを留保する権利。

上記(i)、(iii)、(iv)及び(v)号に関しては、権利行使当事者は、適用法令の許す限りにおいて、かつ第11条(d)項に従い、通貨の換算を行い、または権利行使当事者が適切と考える通貨、時点及び換算レートによる取引を行う権利があるものとする。

(参考訳)

両当事者に特定の信用不安事由が発生した場合、第8条(a)項における権利行使当事者は、当該特定の信用不安事由による終了事由についてマスター契約第6条(e)項に従い決定される金額が支払われるべき当事者とする。

各当事者は、保有担保物が有価証券である場合、急激な価格の下落を生じることがありかつ認知された市場で習慣的に売買される種類のものであることを認識している。従って、義務者は権利者による保有担保物の売却に関して事前通知を受ける権利を有さないことについて承認し、合意する。但し、法令により必要とされ、放棄できない通知についてはこの限りでない。

(b) 不足額及び超過の代わり金

義務者が被担保債務に関して支払うべき金額を完全に弁済した後、権利者は換価、第8条(a)項に基づく相殺及び／又は充当をした後に残存する代わり金及び保有担保を義務者に引渡す。いかなる場合でも、義務者は第8条(a)項に基づく換価、相殺及び／又は充当後に残存する未払いの金額を支払う義務を負う。

(c) 担保の最終返還

義務者が被担保債務に関して支払うべき金額(マスター契約第2条(d)項に基づく潜在的な債務を除く。)が存在せず、またはその後発生しないと思われる場合、権利者は義務者に対して一切の保有担保及び現在の利息計算期間にかかる未払いの利息金額(もしあれば)を引渡す。

第9条 表明

各当事者は他方当事者に対して以下の事柄を表明する(かかる表明は、義務者が適格担保物を引渡す各日付毎に繰り返しなされるものとみなされる。)

- (i) 各当事者は、義務者として引渡す適格担保物を貸付け、又はこれに担保権を付与する権能を有し、かつかかる貸付または担保権の付与の権限を与えるための一切の必要な措置を講じている。
- (ii) 各当事者は、本アネックスに基づき権利者に引渡す一切の適格担保物について、唯一の所有者であるか、相殺権または第2条に基づき付与された担保権を除き、一切の担保権、先取特権、制限物権その他の制限を付すことなく引渡す権利を有し、転質または転担保については、本アネックスに基づき当該転質または転担保目的で権利者に引渡す一切の適格担保物につき何らの負担のない担保物として引渡す権利を

有している。

- (iii) 義務者が、本アネックスの条項に基づき、第2条(b)に従って質物を権利者に引渡すことにより、権利者は、当該質物につき、有効なかつ対抗要件を具備した第一順位の担保権を有することになる（但し、中央決済機関、第三者として介在する金融機関、または当該質物の引渡しに関与する義務者の支配下でないその他の法人が担保権の対抗要件具備のために適用法令上必要な通知を付与し、かつ措置を講じていることを前提とする。）。

第10条 費用

(a) 総則

第10条(b)項及び(c)項に別段の定めがある場合を除き、各当事者は本アネックスに基づく自己の債務の履行に関する自己の経費及び費用を支払い、いずれの当事者も、本アネックスに関連して他方当事者に生じた経費及び費用を負担する義務を負わないものとする。

(b) 保有担保

義務者は、権利者の保有する保有担保に関して賦課されるあらゆる性質の公租公課、賦課金または負担金について、保有担保の一部がその後第6条(a)項または(d)項に基づき処分されるか否かに拘わらず、かかる賦課を知った場合、支払期限に速やかに支払うものとする。ただし、権利者が第6条(a)項または(d)項に基づき権利を行使したことにより生じる譲渡、登録、登記等に課される税に関してはこの限りではない。

(c) 保有担保の換価または充当

第8条に基づく保有担保の換価及び／または充当に関連して、権利者または義務者によりまたはこれらに代わって支出された一切の合理的な範囲の経費及び費用は、請求に応じて及びマスター契約の費用の条項に従い、期限の利益喪失当事者から支払われるものとする。期限の利益喪失当事者が存在しない場合には、両当事者が均等に支払うものとする。

第11条 雑則

(a) 遅延利息

権利者が保有担保物または利息金額を期限に引渡さない場合には、権利者は義務者に対して、

(参考訳)

当該保有担保物または利息金額の引渡しが必要とされた日(当日を含む)から当該保有担保物または利息金額が引渡された日(当日を除く)までの期間につき、デフォルト・レートに引渡しを要する資産の評価額を乗じた利息に相当する金額を(適用法令により認められている範囲内で)支払う義務を負う。かかる利息は実際の経過日数について各日複利計算により算定される。

(b) その他の保証事項

一方の当事者の請求後、第2条に基づき付与された担保権、先取特権またはその他一切の権利もしくは特権を設定、保全し、または対抗要件を備え、もしくは有効とするため、保有担保または利息金額に関して本アネックスに基づく権利を行使または執行できるように、または保有質物に関する担保権の解除もしくは保有貸付担保物にかかる貸付の終了を行いまたはそのための文書を作成するために、他方当事者は速やかに、必要または望ましくかつ請求当事者が合理的に要求するあらゆる文書の作成、交付、届出、及び登録を行い、またいかなる措置も講じるものとする。

(c) その他の保全

義務者は、義務者が引渡した保有担保に関する、または第2条に基づき義務者により付与された担保権、先取特権その他一切の権利もしくは特権に悪影響を及ぼすおそれのある一切の訴訟、手続きまたは先取特権については、直ちに権利者に通知し、またこれに対して防禦を行う。但し、かかる訴訟、手続きまたは先取特権が第6条(d)項に基づく権利者の権利の行使により生じた場合はこの限りでない。

(d) 誠実かつ商業的に合理的な方法

本アネックスに基づく全ての義務の履行(いずれかの当事者が行うあらゆる計算、評価、通貨の換算及び決定を含むがこれらに限らない。)は、誠実かつ商業的に合理的な方法で行われるものとする。

(e) 請求及び通知

本アネックスに基づき一方の当事者が行うあらゆる請求及び通知は、第13条に別段の定めがある場合を除き、マスター契約第12条(通知)の定めにより行われるものとする。

(f) 特定事項に関する指定

本アネックスにおいて第13条で定められることとなっている事項は、一件または複数のコ

(参考訳)

ンファメーションその他の文書においても定めることができ、本アネックスはその旨に従って解釈されるものとする。

(g) 準拠法及び裁判管轄

本アネックスは、日本法に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。本アネックスに関する訴訟または手続きに関し、各当事者は、取消不能の形をもって東京地方裁判所の非専属合意管轄に服するものとする。

第12条 定義

本アネックスにおいて使用される場合、

「基準通貨(Base Currency)」とは、第13条に定める通貨をいう。

「基準通貨相当額(Base Currency Equivalent)」とは、評価算出日における金額に関して、基準通貨で表示される場合においては、当該基準通貨の額をいうものとし、基準通貨以外の通貨で表示される場合においては、当該評価算出日において評価代理人が定めるスポットレートで当該基準通貨以外の通貨を購入するために必要な基準通貨の額をいう。

「預金(Cash Deposit)」とは、両当事者が合意する日本国内に所在する商業銀行において、開設及び維持されている口座（「預金口座(Deposit Account)」）にある銀行預金（発生済利息を含む。）をいう。

「必要担保額(Credit Support Amount)」とは第3条に定める意味を有する。

「カストディアン(Custodian)」とは、第6条(c)項(i)号及び第13条に定める意味を有する。

「差入担保額(Delivery Amount)」とは、第3条(a)項に定める意味を有する。

「異議当事者(Disputing Party)」とは、第5条に定める意味を有する。

「配当物(Distributions)」とは、証券で構成される保有担保物に関して、権利者が第6条(a)項または(d)項に基づき保有担保物を処分したかどうかに関わらず、保有担保物に関する一切の元本、利息、及び現金またはその他の資産による支払金、分配物等から源泉徴収税を控除したものをいう。

(参考訳)

「適格担保物(Eligible Collateral)」とは、貸付担保物及び質物をいう。

「適格担保(Eligible Credit Support)」とは、適格担保物及びその他の適格担保をいう。

「適格通貨(Eligible Currency)」とは、当該通貨が自由に流通している限りにおいては、第13条において指定された各通貨をいう。

「同価値の担保物(Equivalent Collateral)」とは、貸付担保物と発行体、種類、回号、満期、利率及び元本金額が同一の証券、または貸付担保物と交換、転換または差替えられた新たな、または異種の証券をいう。

「エクスポージャー(Exposure)」とは、評価算出日において、または紛争がある場合には第5条に従いエクスポージャーが計算されるその他の日において、全取引が評価基準時刻付で終了するものとして、マスター契約第6条(e)項(ii)号(2)(A)に従い、権利者たる一方当事者が他方当事者から支払いを受け(正の数で表示される)、または権利者たる一方当事者が他方当事者に対し支払いをなす(負の数で表示される。)ことになる金額(もしあれば)をいう。但し、マーケット・クォーターションは、評価代理人が代替取引(「マーケット・クォーターション」の定義の中でなされている定義による。)に関して支払われる金額の市場における仲値による評価を用いて決定する。^{*1}

「独立担保額(Independent Amount)」とは、一方の当事者に関して、第13条においてその旨指定されている金額の基準通貨相当額をいう。金額が指定されていない場合にはゼロとする。

「利息金額(Interest Amount)」とは、利息計算期間に関して、権利者が利息計算期間中の各日に保有する通貨の現金による保有貸付担保物の元本金額に対し、当該各通貨について決められかつ当該各日について計算された利息額の基準通貨相当額の合計金額をいい、当該各日に権利者により以下の通り決定される。

- (x) 当該日の当該通貨にかかる現金の額に、
- (y) 当該日に適用される利率を乗じて
- (z) 365で除すものとする。

「利息計算期間(Interest Period)」とは、直近の利息金額の引渡しがあった現地営業日(当日を

* 2002年版マスター契約を用いる場合は、本項の定義は後述の定義に置き換えるものとする。

(参考訳)

含む。) (利息金額が未だ引渡されていない場合には、現金による保有貸付担保物が権利者に引渡され、または権利者により受領された現地営業日とする。) から、現在発生中の利息金額が引渡されることになる現地営業日 (当日を除く。) までの期間をいう。

「利率(Interest Rate)」とは、適格通貨に関して、第 13 条において当該通貨について定める利率をいう。

「貸付担保物(Lending Collateral)」とは、一方の当事者に関して、第 13 条においてその旨定められるもの (もしあれば) をいう。

「現地営業日(Local Business Day)」とは、第 13 条に別段の定めがない限り、以下の意味を有する。

(i) 本アネックスに基づく現金またはその他の資産 (証券を除く。) の引渡しに関しては、関連する口座の所在する地、及び、これと異なる場合には、当該支払いの通貨の主要な金融センター (もしあれば) において、商業銀行が営業(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を行う日。

(ii) 本アネックスに基づく証券の引渡しに関しては、当該証券の引渡しについて両当事者が合意した決済システムが決済指図の受領及び執行のために稼動している日、または、当該証券の引渡しについてその他の方法を予定している場合には、当該目的のために両当事者が合意した地の商業銀行が営業(外国為替及び外貨預金取引を含む。)を行う日。

(iii) 本アネックスに基づく評価に関しては、評価代理人の所在する地、及び当該目的のために両当事者が合意した地の商業銀行が営業 (外国為替及び外貨預金取引を含む。)を行う日。

(iv) 本アネックスに基づく通知またはその他の連絡に関しては、その受領者により提供された直近の通知の宛先に指定されている地の商業銀行が営業 (外国為替及び外貨預金取引を含む。)を行う日。

「最低引渡担保額(Minimum Transfer Amount)」とは、一方の当事者に関して、第 13 条においてその旨定められる金額をいう。金額が指定されない場合にはゼロとする。

(参考訳)

「通知期限(Notification Time)」とは、第13条に定める意味を有する。

「被担保債務(Obligations)」とは、一方の当事者に関してマスター契約に基づく当該当事者の現在及び将来のあらゆる債務及び第13条において当該当事者について定められるその他の債務をいう。

「権利者(Obligee)」とは、いずれかの当事者が、(i)第3条(a)項に基づき適格担保を請求し、または受領する権利があるか、または(ii)保有担保を保有し、または保有しているものとみなされる場合の当該当事者をいう。

「義務者(Obligor)」とは、いずれかの当事者が、(i)第3条(a)項に基づき適格担保の請求を受け、またはこれを引渡すように要求されるか、または(ii)第3条(a)項に基づき適格担保を引渡した場合の当該当事者をいう。

「その他の適格担保(Other Eligible Support)」とは、一方の当事者に関して、第13条においてその旨定められる担保（もしあれば）をいう。

「質物(Pledging Collateral)」とは、一方の当事者に関して、第13条においてその旨定められる担保（もしあれば）をいう。

「保有担保物(Posted Collateral)」とは、保有貸付担保物及び保有質物をいう。

「保有担保(Posted Credit Support)」とは、保有担保物及びその他の保有担保をいう。

「保有貸付担保物(Posted Lending Collateral)」とは、あらゆる貸付担保物もしくは同価値の担保物、配当物、及び全ての代わり金であって、本アネックスに基づき権利者に引渡されているか、または権利者により受領されており、第3条(b)項、第4条(d)項(ii)号または第6条(e)項(A)号に従い義務者に引渡されていないか、または第8条に基づき権利者により返還されていないものをいう。第6条(e)項(B)号に従い引渡されていない利息金額またはその一部は、現金による保有貸付担保物を構成する。

「その他の保有担保(Posted Other Support)」とは、権利者に引渡された一切のその他の適格担保であって、権利者のために有効に残存しているものをいう。

「保有質物(Posted Pledging Collateral)」とは、あらゆる質物、配当物、及び全ての代わり金で

(参考訳)

あって、本アネックスに基づき権利者に引渡されているか、または権利者により受領されているものであり、かつ、第3条(b)項、第4条(d)項(ii)号または第6条(e)項(A)号に従い義務者に引渡されていないか、または第8条に基づき権利者により解除されていないものをいう。

「再算出日(Recalculation Date)」とは、第5条に基づき紛争が生じた場合の評価算出日をいう。但し、紛争解決以前において、第3条に基づき次の評価算出日が到来した場合には、「再算出日」とは第3条に基づく直近の評価算出日をいう。

「解決時間(Resolution Time)」とは、第13条に定める意味を有する。

「返還担保額(Return Amount)」とは、第3条(b)項に定める意味を有する。

「特定の信用不安事由(Specified Condition)」とは、一方の当事者に関して、第13条により当該当事者のために定められる事由をいう。

「差替担保(Substitute Credit Support)」とは、第4条(d)項(i)号に定める意味を有する。

「差替日(Substitution Date)」とは、第4条(d)項(ii)号に定める意味を有する。

「信用極度額(Threshold)」とは、一方の当事者に関して、第13条によりその旨定められる金額の基準通貨相当額をいう。金額が定められていない場合にはゼロとする。

「引渡す(Transfer)」とは、適格担保、保有担保または利息金額に関して、受取人としての権利者、義務者またはカストディアンの指図に従い、以下の行為をなすことをいう。

- (i) 現金の場合、受取人が指定する一つまたは複数の銀行口座宛電信送金により支払うことまたは引渡すこと。
- (ii) 振替または登録により支払いや受渡しが行われない券面発行済の証券の場合、受取人にとっての法的に有効な貸付、または権利の移転、担保権の設定及び対抗要件の具備を構成するために必要な作成済の譲渡証書、白地の移転請求書、取引税の納税印紙(もしあれば)及びその他の文書を付し、受取人またはその口座に対して現物証券で支払いもしくは引渡しをすること。
- (iii) 振替により支払いや受渡しが行われる証券の場合、受取人が指定する決済機関その他の法人に対して書面または電子通信手段による指図を送付すること。その後、かかる

(参考訳)

指図の写しを受取人に対して送付するものとし、かかる指図は受取人にとって法的に有効な貸付、関連する権利の移転、または担保権の設定及び対抗要件の具備を構成するために十分であるものとする。

(iv) 登録により支払いや受渡しが行われる証券の場合、登録機関に対して、受取人にとって法的に有効な貸付、関連する権利の移転または担保権の設定及び対抗要件の具備を構成するために必要な書面または電子通信手段による請求を行うこと。

(v) 預金の場合、預金口座へまたは預金口座からの電信送金による支払いまたは引渡しをすることをいい、受取人にとって関連する権利の法的に有効な移転または当該権利に対する質権の設定及び対抗要件の具備を実行するために必要なすべての手続きの完了も含まれる。

(vi) その他の適格担保またはその他の保有担保の場合、第 13 条に定めることをいう。

「評価代理人(Valuation Agent)」とは、第 13 条に定める意味を有する。

「評価算出日(Valuation Date)」とは、第 13 条に定める各日または第 13 条に従い決定される各日をいう。

「担保掛目(Valuation Percentage)」とは、適格担保物に関して、第 13 条に定める割合をいう。

「評価基準時刻(Valuation Time)」とは、第 13 条に定める意味を有する。

「評価額(Value)」とは、評価算出日において、または紛争がある場合には第 5 条に従い評価額が計算されるその他の日において、以下の通りとする。

(i) 適格担保物または保有担保物に関して、

(A) 現金の場合、現金の額に当該担保掛目（もしあれば）を乗じた金額の基準通貨相当額。

(B) 日本国債（下記に定義される。）及び売買価格が店頭市場において評価代理人により一般的に取得できる証券の場合、評価代理人が入手した買取価格に、当該担保掛目（もしあれば）を乗じた金額の基準通貨相当額。

(参考訳)

(C)主として認知された証券取引所で売買されている証券の場合、当該証券取引所における終値、または終値がない場合には、当該証券取引所における最終の買い気配値に、当該担保掛目（もしあれば）を乗じた金額の基準通貨相当額。

(D)預金の場合、預入額の基準通貨相当額。

(ii) 適格担保物として指定されていない担保で構成される保有担保物に関してはゼロとする。

(iii) その他の適格担保及びその他の保有担保については、第13条の定める額の基準通貨相当額とする。

第13条 選択事項

(a) 「被担保債務」にかかる担保権

本アネックスで使用されている「被担保債務」という用語には、以下のその他の債務が含まれる。

当事者Aに関して： _____

当事者Bに関して： _____

(b) 信用補完義務

(i) 差入担保額、返還担保額及び必要担保額

(A) 「差入担保額」とは、第3条(a)項に定める意味を有する。但し、以下に別段の定めがある場合はこの限りでない。

(B) 「返還担保額」とは、第3条(b)項に定める意味を有する。但し、以下に別段の定めがある場合はこの限りでない。

(C) 「必要担保額」とは、第3条に定める意味を有する。但し、以下に別段の定めがある場合はこの限りでない。

(ii) 適格担保物

以下の担保物は、以下に指定される当事者に関して「適格担保物」としての資格を有する。

(A) 貸付担保物

	当事者A	当事者B	担保掛目
(1) 日本政府発行の譲渡可能な債券(以下「日本国債」という。) ¹			%
(2) 適格通貨たる現金	_____	_____	%
(3) その他	_____	_____	%

(B) 質物

	当事者A	当事者B	担保掛目
(1) 日本国債	_____	_____	%

(参考訳)

(2) 預金	_____	_____	_____ %
(3) その他	_____	_____	_____ %

(iii) その他の適格担保

以下の担保物は、指定された当事者に関して「その他の適格担保」としての資格を有する。

	当事者A	当事者B
(A)	_____	_____
(B)	_____	_____

(iv) 極度額

- (A) 当事者Aに関する「独立担保額」： _____
当事者Bに関する「独立担保額」： _____
- (B) 当事者Aに関する「信用極度額」： _____
当事者Bに関する「信用極度額」： _____
- (C) 当事者Aに関する「最低引渡担保額」： _____
当事者Bに関する「最低引渡担保額」： _____
- (D) 端数の処理

差入担保額及び返還担保額は、 [____の整数倍に切り下げる。
／それぞれ____の整数倍に切り上げる、および切り下げる]*。

(c) 評価及び評価時期

- (i) 「評価代理人」とは、第3条及び第5条に関しては、第3条に基づき請求を行う当事者、第4条(d)項(ii)号に関しては権利者、また第6条(e)項に関しては、配当物または利息金額を受領し、または受領したものとみなされる権利者をいう。但し、以下に別段の定めがある場合はこの限りでない。_____

- (ii) 「評価算出日」とは、_____をいう。

- (iii) 「評価基準時刻」とは、以下をいう。

[] 評価算出日または計算日における計算代理人所在地の営業終了時。

[] 評価算出日または計算日の前現地営業日の営業終了時。

但し、評価額及びエクスポージャーの計算は同日のほぼ同時刻に行われるものとする。

* いずれかを削除する。

- (iv) 「通知期限」とは、現地営業日の午前11時（東京時間）をいう。但し、以下に別段の定めがある場合はこの限りでない。
-

(d) 前提条件、権利者の権利及び救済手段

以下の終了事由は、指定された当事者（当該当事者に関して終了事由が発生した場合、当該当事者は事由発生当事者になる。）に関して、「特定の信用不安事由」とする。

	当事者A	当事者B
違法事由		
[不可効力事由]		
課税事由		
合併に伴う課税事由		
合併に伴う信用不安事由		
その他の終了事由： ²		

(e) 担保差替え

- (i) 「差替日」とは、第4条(d)項(ii)号に定める意味を有する。但し、以下に別段の定めがある場合はこの限りでない。
-

(ii) 同意

以下に「適用される」と明記される場合には、義務者は第4条(d)項による差替について権利者の同意を得なければならない。[適用される／適用されない]*

(f) 紛争の解決

- (i) 「解決時間」とは、第5条に基づく紛争が生じることになる通知がなされた日の翌現地営業日の午前11時（東京時間）をいう。但し、以下に別段の定めがある場合はこの限りでない。
-

(ii) 評価額

第5条(i)号(C)及び第5条(ii)号に関しては、保有担保の評価額は以下の通り計算される。

(iii) 代替的解決手続

第5条の規定が適用される。但し、以下に代替的な解決手続の定めがある場合はこの限りでない。

² 両当事者がその他の終了事由(Additional Termination Event)を「特定の信用不安事由」として指定することを選択する場合、スケジュールにおいてその旨指定されている一件または数件のその他の終了事由を指定するだけでよい。

* いずれかを削除する。

(g) 保有質物の保管及び利用

(i) 保有質物の保管資格、カストディアン¹

当事者A及びそのカストディアンは第6条(c)項に従い、保有質物を保管する権限を有する。但し、以下の条件が充足されているものとする。

- (1) 当事者Aが期限の利益喪失当事者でないこと。
- (2) 保有質物は以下の法域においてのみ保有できるものとする。

(3) []
当事者Aのためのカストディアンは当初_____とする。

当事者B及びそのカストディアンは第6条(c)項に従い、保有質物を保管する権限を有する。但し、以下の条件が充足されているものとする。

- (1) 当事者Bが期限の利益喪失当事者でないこと。
- (2) 保有質物は以下の法域においてのみ保管できるものとする。

(3) []
当事者Bのためのカストディアンは当初_____とする。

(ii) 保有質物の利用

第6条(d)項の規定は、以下に定める[いずれかの当事者/両当事者]^{*}には適用されないものとする。

- [] 当事者A
[] 当事者B

また、[当該の当事者/両当事者]^{*}が以下のことを行うことは許されない。

(h) 配当物及び利息金額

(i) 利率

「利率」とは、次に掲げる各適格通貨に関して、以下のとおりとする。

適格通貨	利率
_____	_____
_____	_____

¹ 「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき振替制度により保有されている日本国債及びその他の証券については、一般的に、カストディアンを指定する必要はない。

^{*} いずれかを削除する。

(ii) 利息金額の引渡し

利息金額の引渡しは、毎暦月の最終現地営業日、および現金による保有貸付担保物が第3条(b)項に従い義務者に対して引き渡される現地営業日に行われる。但し、以下に別段の定めがある場合はこの限りでない。

(iii) 利息金額の代替

第6条(e)項(B)号の規定が適用される。但し、以下に別段の定めがある場合はこの限りでない。

(i) 追加的表明

[当事者A／当事者B]^{*}は、相手方当事者に対して以下の事項を表明する。(かかる表明は当事者が義務者として適格担保物を引渡す各日毎に繰り返しなされるものとみなされる。)

(i) _____

(ii) _____

(j) その他の適格担保及びその他の保有担保

(i) その他の適格担保及びその他の保有担保に関して、「評価額」とは _____ をいう。

(ii) その他の適格担保及びその他の保有担保に関して、「引渡す」とは _____ をいう。

(k) 請求及び通知

本アネックスに基づく一切の請求、指定及び通知は、マスター契約の通知条項に従い行われるものとする。但し、以下に別段の定めがある場合はこの限りでない。

当事者A : _____

当事者B : _____

(l) 引渡しのための宛先

当事者A : _____

当事者B : _____

(m) その他の規定

(i) 両当事者は、以下の条項がその他の期限の利益喪失事由として挿入され、マスター契約第5条(a)項(ix)号として解釈されることに合意する。

「(ix) 差押等

* いずれかを削除する

(参考訳)

- (1) 当事者が、保有貸付担保物に関する当事者の権利のいずれかに関して、またはマスター契約に基づく他方当事者の被担保債務にかかる当事者の権利のいずれかに関して、仮差押え、差押え、その他の裁判所による命令または通知を受けた場合、または
- (2) 当事者が、保有貸付担保物に関する当事者の権利のいずれかについて、またはマスター契約に基づく他方当事者の被担保債務にかかる当事者の権利のいずれかについて、第三者に移転、譲渡、または担保に供した場合。」
- (ii) マスター契約6条(a)項は、8行目の「または、それに類似する限りにおいて、(8)」の後に、「または5条(a)項(ix)号(1)もしくは(2)に指定される」を挿入することにより修正される。
- (n) 基準通貨及び適格通貨
- (i) 「基準通貨」とは、日本円を意味する。但し、以下に別段の定めがある場合はこの限りでない。
-
- (ii) 「適格通貨」とは、基準通貨及び以下に掲げる通貨をいう。
-

* 2002年版マスター契約のための規定

(a) **紛争の解決** 以下の規定を第5条(i)項(B)に置き換える。

(B) 当該クローズアウト金額(Close-out Amount)を計算するために第三者から実際に4件の市場の仲値によるクォーテーションを求め、得られたクォーテーションの算術平均を出すことにより、エクスポージャーのうち争いのある取引に帰しうる部分を計算する。但し、ある取引につき4件のクォーテーションが得られない場合、当該取引については4件未満のクォーテーションを使用することができる。またある取引につき一切クォーテーションが得られない場合、当該取引に関しては評価代理人の独自の計算結果を使用することができる。

(b) **エクスポージャー** 以下の定義を第12条の「エクスポージャー」の定義に置き換える。

「エクスポージャー(Exposure)」とは、評価算出日において、または紛争がある場合には第5条に従いエクスポージャーが計算されるその他の日において、全取引が評価基準時刻付で終了するものとして、マスター契約第6条(e)項(ii)号(1)(但し、第6条(e)項(ii)号(3)は参照しない。)に従い、権利者たる一方の当事者が相手方当事者から支払いを受け(正の数で表示される)、または権利者たる一方の当事者が相手方に対し支払いをなす(負の数で表示される。)ことになる金額(もしあれば)をいう((i)権利者である当事者は事由発生当事者でないこと、及び(ii)基準通貨は終了通貨であることを条件とする。)。但し、クローズアウト金額は、評価代理人が、権利者である当事者に代わり、(x)当該取引の主要な条件(当該取引に関するマスター契約第2条(a)項(i)号に基づく当事者による支払いまたは引渡しであって、当該期限前終了日が発生することがなければ、当該日以降に求められたであろう支払いまたは引渡し(マスター契約第2条(a)項(iii)号の前提条件が充足されていると仮定する。)を含む。)、及び(y)当該取引に関する当事者のオプション権のそれぞれと、経済的に同価値の取引に関して支払われるであろう金額の市場における仲値による評価を使用し、決定する。

(c) **相殺** 以下の定義を第12条に加える。

「相殺(Set-off)」とは、相殺(set-off)、差引(offset)、差引計算(combination of accounts)、留置権(right of retention or withholding)または類似の権利もしくは請求(マスター契約、その他の契約、適用法令その他に基づくものであるか否かを問わない。)、並びに、動詞として用いる場合においては、当該権利または請求権の行使をいう。

* 以下の規定は、2002年版マスター契約を用いる場合において、本アネックスの該当条項と置き換えるものとする。